

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

東門前蓮田線	路線名
蓮田市大字馬込字十二番二六三四番 一地从先から蓮田市大字馬込字十二番 二一四九番一地从先まで	供用開始の区間
令和二年三月十七日	供用開始の期日
平成二十九年九月一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十七号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長 二三二・二六メートル	備考